平成２２年（フ）第３２５号
長野県中野市大字西条713番地
債務者　西沢　幸夫
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
長野市大字稲葉32番地２　小林アパート
債務者　深澤　義彦
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
長野県諏訪郡原村18277番地５
債務者　廣瀬　正彦
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４７１号
高知県長岡郡大豊町西峯3401番地１
債務者　三谷湧吉郎
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７７２号
高知県南国市幸町２丁目７番２号
債務者　佐出　ふみ
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８５号
高知県吾川郡いの町脇ノ山122番地
債務者　山中　友市
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８８号
高知市万々347番地　山崎マンション１Ｆ西号
債務者　西森　勝子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７９４号
高知市介良丙1331番地　市住４号
債務者　山本しのぶ
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７９８号
高知市一ツ橋町２丁目13番地１
債務者　永吉　譲治
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７９９号
高知市東秦泉寺85番地　メゾンファンテーヌ103
債務者　竹村　加奈
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８０９号
高知県香美市土佐山田町西本町２丁目２番25号
債務者　竹島　　守
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１０号
高知県香美市土佐山田町西本町２丁目２番25号
債務者　竹島　千代
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１号
長崎県対馬市厳原町久田595番地４　小島アパート101号、前住所長崎県対馬市厳原町中村545番地
債務者　杉原孝太郎
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
長崎県対馬市厳原町日吉271番地　高崎アパート102
債務者　阿比留昭一
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
大分市大字田尻826番地
債務者　佐藤　俊輔
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６２８号
大分市大字田尻826番地
債務者　佐藤　倫子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６２９号
大分市大字田尻826番地
債務者　佐藤　康之
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６５８号
大分市泉町13番20号
債務者　菅　眞理美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係